

5. 財務関係

(3) 職員の賠償責任に関する調 (平成19年4月1日 から 平成21年3月31日 まで)

ア 法第243条の2によるもの

① 都道府県分

都道府県名	所属部課名等		事実関係				監査委員による監査			賠償関係		
	所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
北海道	北海道立上富良野高等学校事務長	33	自らが支払決定できる立場(資金前渡員)を利用し、業者と共謀して形だけの契約を行い、実際に納品や工事を行わずにその代金を横領した。	H15~H17年度	H18.6	財務監査の準備のため、帳簿と物品の付け合わせ作業により判明。	有	資金前渡を受けた職員が、故意によりその保管に係る現金を亡失し、その行為により北海道に損害が生じたものと認められることから、地方自治法第243条の2第1項の賠償責任に該当する。	無	3,409,440	3,409,440	服役後決定
計	1人		1件				有 1件 無 0件		有 0件 無 1件			

② 市町村分

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				監査委員による監査			賠償関係		
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知に至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
北海道	洞爺湖町	経済部観光振興課観光係主任	20	町税の着服	H19.3～ H20.9	H20.12.3	納税者からの問い合わせ	有	着服事実は明らかであり賠償責任はある。	無	1,583,300	1,649,300	現金
青森県	大間町	建設環境課建設係主幹	31	町営住宅使用料の用途不明金(横領)	H18.7.1	H20.2.4	課長の報告により本人から事実確認	有	町長の報告を受け、諸帳簿等監査した結果、賠償責任有りとする。	無	834,820	834,820	本人返還
秋田県	由利本荘市	収納課元嘱託職員	4	市税の訪問徴収事務を担当していたが、徴収の際、徴収した金額の一部を着服したものの。	H16.6.10～ H20.3.26	H20.5.22	収納課の職員が当該元嘱託職員の担当していた納税者に市税の未納分の納付をお願いしたところ、着服していた事実が判明した。	有	当該元嘱託職員は、納税者から徴収した市税等の公金を着服横領したことにより、市等に与えた損害について、賠償する責任があると認める。	無	4,950,200	3,895,340	金銭による賠償
秋田県	北秋田市	総務部税務課非常勤職員	6	徴収した市税を着服流用した事案	H17.10.17～ H20.2.5	H20.2.14	納税者からの照会	有	事務執行にあたり私的流用を認定。管理職員等に注意義務懈怠の過失有。	損害金額	2,772,500	2,772,500	金銭納付
福島県	浅川町	税務課主幹	31	職員の公金横領	H19.4.6	H19.4.6	税務課長が事情聴取し、私的流用を認めた	有	公金を横領、着服したことにより、浅川町に与えた損害について賠償する責任があると認める	無	23,974,666	23,974,666	本人による返済
千葉県	木更津市	元企画政策部納税課副主幹	33	自己の用途に費消する目的(生活費、遊興費、借金の返済等)で市税等の徴収金を着服して横領した。	H14.7～ H20.1	H20.1.31	ある納税者が納税証明書等の交付申請のために来庁したところ、納税してあるはずの市税が未納扱いになっていたことから発覚した。	有	市に与えた損害について、賠償する責任があると認める。	無	30,511,247	29,940,947 (団体に与えた損害との差額は時効成立分)	金融機関へ払込み
千葉県	木更津市	元企画政策部納税課長	39		有	無		261,148	261,148	金融機関へ払込み			
千葉県	木更津市	元財務部納税課長	34		有	無		112,308	112,308	金融機関へ払込み			
千葉県	木更津市	元企画政策部納税課副課長	33		有	無		123,039	123,039	金融機関へ払込み			
千葉県	木更津市	元財務部納税課副課長	37		有	無		56,154	56,154	金融機関へ払込み			

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知に至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
長野県	南箕輪村	建設水道課上水道係課長	38	工事金代理委任支払先を受任者でなく委任者に過誤し、当該委任者の任意整理手続が開始されたことに伴い返還が不能となり、代理受領受任者に損害を与えた。このことに対し代理受領受任者から損害賠償を求められた。	H20.2.25	H20.2.28	代理受領受任者から入金予定日に入金がない旨の連絡があったことによる。	有	代理受領を承認しながら支払先を過誤し、代理受領者に損害を与えたことは、重過失があり職員は賠償責任があると認める。	無	4,095,000	560,025	賠償額を村水道事業へ納付
長野県	南箕輪村	建設水道課上水道係係長	27		H20.2.25	H20.2.28		有		無		560,025	賠償額を村水道事業へ納付
長野県	南箕輪村	建設水道課上水道係主査	15		H20.2.25	H20.2.28		有		無		560,025	賠償額を村水道事業へ納付
長野県	南箕輪村	建設水道課上水道係主任	6		H20.2.25	H20.2.28		有		無		560,025	賠償額を村水道事業へ納付
岐阜県	多治見市	地域振興課振興グループ主事	3	使用料等横領	H18.8.21 ～ H19.5.2	H19.5.15	未納の督促を行ったところ領収書を提示されたため	有	費消日から支払済に至るまで、民法所定の年5分の金員を付加して支払うこと	無	794,509	801,747	現金支払
静岡県	浜松市	社会福祉部福祉総務課副主幹	28	滞納者から徴収した市税等を着服し、横領した。	H14.4.1 ～ H18.9.14	H19.12.14	滞納者からの通報	有	徴税吏員の職務を利用し、滞納者宅を戸別訪問し、その徴収した市税等の一部又は全部を横領費消した。	無	6,846,140	8,878,270	分納 ※賠償額はH21.6.18現在
静岡県	湖西市	助役	33	不適切な事務執行により家賃減収補償が支払われた、と長は主張している	H19.3.9	不明	開催日不詳の部長連絡会、と長は主張している	無	不適切と言うだけでは、法令の規定に違反して支出したとは言えず、当該職員が賠償責任を負うものではない	賠償責任の有無の判断基準	0	0	
静岡県	湖西市	助役	1		H19.3.9	不明		無		賠償責任の有無の判断基準	0	0	
静岡県	湖西市	都市整備部長	34		H19.3.9	不明		無		賠償責任の有無の判断基準	0	0	
静岡県	湖西市	都市整備部鷺津駅周辺整備事務所長	30		H19.3.9	不明		無		賠償責任の有無の判断基準	0	0	

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知に至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
大阪府	大阪狭山市	市民部保険年金グループ課長	35	国民健康保険業務を担当していた元主査が申請書類の偽造等により高額療養費及び出産育児一時金を資金前渡口座から詐取していた。	H13.8.31～ H19.9.28	H19.10.2	元主査が大阪地方検察庁特別捜査部に逮捕され事実であることを認めた。	有	元主査により高額療養費を詐取されていたのは資金前渡職員の出納保管に一定の過失があったものとして当該職員には民法第404条の規定による利率年5%の法定利息を加算して賠償する義務がある	無	6,360,487	6,360,487円及び年5%の法定利息	本人弁償
大阪府	大阪狭山市	市民部保険年金グループ課長	39		H13.8.31～ H19.9.28	H19.10.2		有		48,608,832	48,608,832円及び年5%の法定利息	本人弁償	
大阪府	大阪狭山市	市民部保険年金課長	37		H13.8.31～ H19.9.28	H19.10.2		有		8,876,441	8,876,441円及び年5%の法定利息	本人弁償	
大阪府	大阪狭山市	市民部保険年金課長	32		H13.8.31～ H19.9.28	H19.10.2		有		1,310,463	1,310,463円及び年5%の法定利息	本人弁償	
大阪府	大阪狭山市	市民部保険年金課長	36		H13.8.31～ H19.9.28	H19.10.2		有		16,032,003	467,124円及び年5%の法定利息	本人弁償	
大阪府	大阪狭山市	市民部保険年金課長	41		H13.8.31～ H19.9.28	H19.10.2		有		0	0	元主査により出産育児一時金を詐取されていたのは資金前渡職員の出納保管に一定の過失があったものとした。但し、元主査からの弁償金により損害額は全額充当されているため、賠償額はなし。	
兵庫県	三田市	経済環境部クリーンセンター主任	16	ごみ処理手数料の公金横領	H16.4.1～ H20.4.3	H20.4.3	内部告発による	有	横領額及びこれに係る利息を求めて、損害額3,363,638円と認定	無	3,363,638	3,363,638	賠償額を分割納付(全額納付完了)
岡山県	玉野市	財政部税務課固定資産係主任	12	市税横領事件	H17.6.20～ H19.9.3	H19.9.13	当該部署からの報告	有	賠償責任有。損害賠償額は4,740,112円(遅延利息含)	無	4,740,112	4,740,112	返還
岡山県	玉野市	財政部税務課固定資産係主任	12	病院医業収益等横領事件	H13.11.16～ H13.11.19	H13.11.19	13年11月に盗難届を提出し、現場検証等捜査によっても被疑者特定に至っていなかったが、上記事件の捜査中に本人の供述により発覚	有	賠償責任有。損害賠償額は1,233,660円	無	1,233,660	1,233,660	返還

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
徳島県	小松島市	元産業建設部競輪局次長(管理係長兼務)	15	次長兼係長の立場を利用して、払戻金時効金の内訳等を改ざんし、市競輪局名義の銀行口座から916万円を着服した。また、開催資金等の管理において、重大な職責を有していたにもかかわらず、開催資金として保管されていた現金の紛失について部下から報告を受けていたが、上司に報告しないなど、その事実を隠蔽したと認めざるを得ない不適正な行為を自ら行っていた。	H16.4.1 ~H18.3.31	H18.5.31	後任の管理係長が帳簿に疑問を感じ、調査を開始したことから発覚。	有	刑事事件で確定した業務上横領金額9,160,000円及び業務上横領と判断される未払金19,877,360円について、いずれも業務上横領と判断し、賠償責任、賠償額を認容する。(ただし、既に弁償金として弁済されている200万円を除く。)	無	29,037,360	2,000,000 27,037,360	現金弁済 請求中
徳島県	小松島市	元産業建設部競輪局次長(管理係長兼務)	15	元職員は、市競輪局名義の銀行口座から3,866,400円を着服した。	H18.3.23 ~H18.4.14	H19.8.17	警察から押収資料が反ってきたことにより、精算等の手続きを行う過程で発覚。	有	業務上横領と判断し、賠償責任、賠償額を認容する。	無	3,866,400	3,866,400	請求中
高知県	室戸市	福祉事務所第2保護班主事	6	公金(バス共通回数乗車券)の紛失	H21.2.18	H21.2.20	事故報告による		*監査委員による監査を受けていない		3,000	3,000	バス共通回数乗車券の現物返還
福岡県	久留米市	健康福祉部保険年金課納付指導員	2	国保料等収納業務従事のため預託されたつり銭を紛失したもの	H19.10.2	H19.10.2	当該職員からの報告	有	当該職員の公金の保管義務違反による紛失であり、市に与えた損害について責任を負うべき	無	20,000	20,000	現金で返還
宮崎県	都城市	水道局工務課主査	20	土木部下水道課在籍中における下水道受益者負担金の横領	H17.7~ H19.3	H19.10.23	下水道課からの事故報告書により事実を確認	有	市に与えた損害について賠償責任があると認め損害賠償額を決定する。	無	1,840,070	1,954,659	本人弁済
計	17団体	34人		19件				有29件 無4件		有5件 無28件			

イ その他によるもの
① 都道府県分

都道府県名	所属部課名等		事実関係				賠償関係			賠償責任の根拠
	所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存続した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
新潟県	上越土木事務所課長補佐級	30	土木事務所が実施した道路事業において、架空の物件に対して補償金を支払った。	H8年度	H18.6	会計検査院への投書及びその後の会計実地検査、所属での調査による。	849,825	849,825	求償	民法第719条
新潟県	上越土木事務所課長補佐級	28	同上	同上	同上	同上	63,675	63,675	求償	民法第719条
新潟県	上越土木事務所係長級	25	同上	同上	同上	同上	1,416,375	1,416,375	求償	民法第719条
新潟県	上越土木事務所係長級	10	同上	同上	同上	同上	127,350	127,350	求償	民法第719条
新潟県	上越土木事務所課長補佐級	29	同上	10年度	同上	同上	266,250	266,250	求償	民法第719条
新潟県	上越土木事務所係長級	26	同上	同上	同上	同上	53,250	53,250	求償	民法第719条
新潟県	上越土木事務所係長級	18	同上	同上	同上	同上	213,000	213,000	求償	民法第719条
新潟県	上越土木事務所課長級	26	同上	11年度	同上	同上	47,306	47,306	求償	民法第719条
新潟県	上越土木事務所課長補佐級	31	同上	同上	同上	同上	118,264	118,264	求償	民法第719条
新潟県	上越土木事務所課長補佐級	31	同上	同上	同上	同上	354,793	354,793	求償	民法第719条
鹿児島県	警察本部刑事部捜査第二課警部補	22	公職選挙法違反事件捜査において、取調の相手が精神的苦痛を覚えることを認識しながら過度な取調を行った。	H15.4.16	H16.4.9	H16.4.9鹿児島地方裁判所へ損害賠償請求提訴 H19.2.2判決確定。	684,657	500,000	本人へ求償	国家賠償法第1条第2項
鹿児島県	鹿児島土木事務所用地課用地第一係長	37	難航していた用地取得を早期置換するため、独断で補償コンサルタントに増額を指示し、建物の補償金を過大に算定して支払い、県に損害を与えた。	H15.2.3	H19.4.9	会計実地検査に関する事前の自主審査で判明	25,815,626	6,000,000	不真正連帯債務として本人及びコンサル会社へ請求	民法第709条
計	12人		12件							

② 市町村分

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			賠償関係			賠償責任の根拠	
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)		賠償の方法
茨城県	高萩市	市民生活部保険医療課医療福祉係主任	16	高萩市民間交通指導隊に係る会計の不正経理(横領)	H19.6.6	H19.6.6	当事者が異動後、総務課職員が当該会計の確認をし、事務の執行状況と残額の差が発覚。	6,478,215	6,478,215	現金による全額賠償	民法第703条
神奈川県	鎌倉市	鎌倉市立学校教諭	24	本市教員が教え子に対し不適切な行為を行った。	H16.3.25	H16.3.25	警察官に現行犯逮捕され、一連の不適切行為が判明した。	2,400,000	2,400,000	返済について協議中	国家賠償法第1条第2項
静岡県	浜松市	社会福祉部福祉総務課副主幹	28	滞納者から徴収した市税等を着服し、横領した。	H14.4.1 ～ H19.8.31	H19.12.14	滞納者からの通報	2,004,200	2,674,254	分納 ※賠償額は H21.6.18現在	民法第704条 国家賠償法第1条
滋賀県	彦根市	消防署犬上分署長補佐	41	女子職員からセクハラ行為で職員懲戒審査委員会に申し立てられたことに対して、救急隊員研修会の場で口止め行為および女子職員の名誉毀損行為を行った。	H18.2.16	H18.2.28	救急隊員研修会の報告が決裁で回った。	422,076	422,076	現金納付	国家賠償法第1条第2項
京都府	向日市	営業課	35	生活保護世帯から集金した上下水道料金を横領又は詐取したもの	H13.9～H19.8	H19.8.16	新聞社の取材を受けたため	4,363,207円	4,363,207円	示談による分割払い	民法第709条
大阪府	大阪狭山市	市民部保険年金グループ主査	18	国民健康保険業務を担当中、申請書類の偽造等により高額療養費及び出産育児一時金を資金前渡口座から詐取していた。	H13.8.31～ H19.9.28	H19.10.2	本人が大阪地方検察庁特別捜査部に逮捕され事実であることを認めた。	81,188,226	81,188,226	本人弁償	民法第709条
鳥取県	鳥取市	都市建設課河川係主任	13	公用車を運転中、赤信号に気付かず交差点に進入し、事故。相手方車両及び公用車を全損また道路標識等を損壊。	H19.6.6	H19.6.6	事故発生状況報告書により	169,730	42,432	指定口座へ納入	鳥取市市有車両事故処理規程第5条
福岡県	福岡市	総務企画局付(保健福祉局総務部保護課兼任)	33	生活保護現業員が、虚偽の公文書を作成するなどし、保護費の支給を偽装し、公金を詐取するとともに、公文書破棄など不正の隠蔽を行った。	H14.7～H19.2	H19.6.27	会計検査院実地検査による指摘	31,178,331	31,178,331	損害賠償請求訴訟(H20.5.23確定判決)	民法第709条

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			賠償関係			賠償責任の根拠	
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)		賠償の方法
長崎県	五島市	総務課事務職員	4	H15.4.1からH16.8.1までに採用された嘱託職員6名の雇用保険の資格取得事務を怠ったため、時効により遡及して取得できない期間が生じた。その結果、当該嘱託職員が将来受給するであろう失業保険の受給期間が短縮される場合が発生し、当該嘱託職員に不利益を生じさせる可能性があることが判明した。市は、将来生じるであろう不利益に相当する金額を当該嘱託職員支払った。	H15.4.1	H19.9頃	人事異動により判明	759,480	759,480	市が嘱託職員に支払った全額759,480円を当該職員に求償。	国家賠償法第1条第2項
大分県	日出町	学校給食共同調理場 主査	15	学校給食の不正経理により給食費を横領	H19.9.3 ~H20.5.28	H20.5.29	H20.5.29に給食会計の監査が行われる予定だったが本人が死亡	10,097,479	10,097,479	遺族による返済	国家賠償法第1条第2項
宮崎県	小林市	建設課主事	16	市が買収した土地の所有権移転登記等の事務処理が完了したようにみせかけて、地権者に土地代を支払っていた。	H15.9.6~ H17.5.2	H20.3.25	土地の相続人からの連絡により登記されていない事実が判明した。	2,229,999	2,229,999	一括払い	民法第709条
鹿児島県	鹿屋市	健康増進課主事補	1年 10月	公金横領及び放火による財産焼損	H18.5~ H18.10	H19.2.23	本人の逮捕起訴による(H19.2.23)	8,000,000	8,000,000	和解により身元保証人が鹿屋市名義の口座に振り込むこと等により支払い	民法第709条
計	12団体	12人		12件							